

「たまたま」の意味再考

田岡 育恵

情報科学部 情報メディア学科

(2017年9月30日受理)

Reconsideration of the Meaning of *Tamatama*

by

Ikue TAOKA

Department of Media Science,

Faculty of Information Science and Technology

(Manuscript received September 30, 2017)

Abstract

The meaning of Japanese *tamatama* is not propositional, but a procedural one. Procedural meanings are directions that guide the listeners to interpret an utterance in a specified way. Words expressing procedural meanings cannot be modified by other expressions. Their compositionality is blocked, which is the case with *tamatama*. The meaning of *tamatama* is not included in the antecedents of pronouns or the scope of conditional clauses. The listener can disagree with the speaker's use of *tamatama* in some cases. In those cases, the listener feels that the event is not such a minor matter as is expressed by *tamatama* and questions whether the use of *tamatama* is appropriate or not in the context. In some examples, *tamatama* is used when *guuzen* is more appropriate than *tamatama* because the events depicted in the sentences seem to be important, and not as trivial as expressed by *tamatama*. I think that *tamatama* in those cases is deliberately used by the speaker so that it could reduce the seriousness of the event expressed by the sentence. The event, which is modified by *tamatama*, involves unintentionality, even though the action referred to in the sentence is an intentional one. The unintentionality in such a case is not that of sentence-level, but that of discourse-level.

キーワード ; 偶然性, 手続きの意味, 非意図性

Key Word ; contingency, procedural meaning, unintentionality

1. はじめに

田岡 (2017) は、「たまたま」の意味について、「偶然」との比較から、「偶然」は事態が起こったことについての話者の驚きを伴うが、「たまたま」は話者が述べられる事態をさほど重要とみなしていないということを表すものであり、どちらも事態に対する話者の心的態度を表すモダリティ表現だと述べた。¹

しかし、「述べられる事態をさほど重要なこととみなしていない」というのは、聞き手に述べられた事態をそのように解釈せよという指示を表していると考えられる。それならば、関連性理論の概念の1つである「手続き的意味」の範疇に入るのではないかと思われ、先ずこの点を確認したい。

何故「たまたま」を手続き的意味と考えるのかと言えば、その用例の中には、談話の中で会話の相手が話者の「たまたま」の使用を聞きとがめていると思われる場面がいくつか見受けられるからである。単に話者の心的態度を表すというよりも、相手に対して発話の解釈指示を出すものだからこそ、相手がその指示に納得がいけない場合、そのように聞きとがめるのだと考える。

また、「たまたま」が話者にとってかなり重要なことと取れる事態に用いられている場合がある。そのような場合は、田岡 (2017) の「たまたま」は大して重要ではないことを表すという見解と矛盾するのだろうか、この点について考えたい。

最後に、田岡 (2017) では、「たまたま」は意図的な行為の場合でも用いられると述べたが、そのことについて、説明を補いたいと思う。

2. 「たまたま」は手続き的意味なのか

では、「たまたま」が「手続き的意味」の範疇に入るのかどうかについて見ていく。

先ず、手続き的意味とはどのようなものなのかを述べる。Blakemore (1992:136) は、表現の機能が概念的情報をコード化するのではなく、情報の処理指示という手続き的な意味をコード化するものがある

とし、so の例を挙げている。²

(1) Barbara is in town. So David isn't here.

(1) の文を解釈して2つの発話間の so によるつながりを確立するためには、聞き手は (2) の背景情報にアクセスしなければならない。

(2) Whenever David isn't here Barbara is in town.

談話連結詞 so は、(1) を解釈するのに必要な文脈的想定に制約を課している。このように、解釈に必要な文脈的想定に制約を課するような表現が手続き的意味である。

Tanaka (1984:37) は、このような手続き的意味を日本語の「やはり／やっぱり」について当てはめ、これらの副詞は発話が処理されるべき正しい文脈に聞き手を方向づける表現だと述べている。「やはり／やっぱり」の場合のその文脈とは、述べられた命題が何らかの期待と合っていることを支持する想定を含むものである。³

では、同様に、「たまたま」も聞き手に適切な命題解釈の方向づけを果たすものと考えてよいのだろうか。

Tanaka (1984:38) は、手続き的コードの場合、他の表現と合成することができず、したがって、so や after all のような談話連結詞は他の表現で修飾されることはないが、それは「やはり／やっぱり」にも当てはまると述べている。⁴

たとえば、(3)「非常にやはり」、(4)「非常にやっぱり」がおかしいように、「やはり／やっぱり」を別の表現「非常に」で修飾することはできない。

(3) ?非常にやはり、彼は来た。

(4) A: 彼は、結局、来たよ。

B: ?非常にやっぱり!

他の表現の修飾を受けないということは、(5)、(6)のように「たまたま」にも当てはまる。「たまたま」を「非常に」で修飾することはできない。

- (5) a. 昨日、たまたま彼に会った。
b. ?昨日、非常にたまたま彼に会った。
(6) a. その日は、たまたま雨だった。
b. ?その日は、非常にたまたま雨だった。

Tanaka (1984:39) は「やはり／やっぱり」が命題内容の一部ではないということを、高見 (1985) や Ifantidou-Trouki (1993) で挙げられているテストで検証している。⁵

高見 (1985:69) のテストとは、その表現が「 \emptyset (代替表現の省略)」や「そう」の先行詞に含まれるかどうかというものである。⁶

- (7) やっぱり安田は、その言葉のとおり《まりも》で到着しているのであった。三原は、 \emptyset 失望した。
(8) 京子は \emptyset 批判したけれど、あいにく私はそこへ行けなかった。
(9) 「ちょうど、折り悪しくぼくが神戸のほうに出張しておりましたものですから…」
「そうだそうでございますね。報らせをお聞きになったときは、さぞびっくりなさいましたでしょう？」

高見が言うように、(7)～(9)の「 \emptyset 」または「そう」の先行詞に「やっぱり」、「あいにく」、「折り悪しく」は含まれない。これは「たまたま」も同様である。(10)の「それ」が指すのは、既婚者と交際していたことであり、そこに「たまたま」は含まれない。

- (10) そのときは、たまたま既婚者と交際していたけれど、それが悪いことだとは全然、思わな

った。

表現が命題内容の一部になるのかどうかについてのもう1つのテストは、if節のスコープにその表現が含まれるかどうかというものである。Ifantidou-Trouki (1993:77) は、(11)が伝えるのは(12a)であって(12b)ではないということから、話者の発話態度を表す副詞である *frankly* は if節のスコープには含まれないと述べている。⁷

- (11) If Mary, frankly, is as qualified as you say she is, we should give her the post.
(12) a. I tell you frankly that if Mary is as qualified as you say she is, we should give her the post.
b. If I tell you frankly that Mary is as qualified as you say she is, we should give her the post.

Tanaka (1984:40) は、同様のことが「やはり／やっぱり」にも当てはまり、(13)において「政府が倒れる」のは、(14a)の条件の場合で(14b)ではない、つまり、「やはり／やっぱり」は条件の中には入らないのだと述べている。⁸

- (13) もし、やはり、あの法案が成立しなかったら、政府は倒れる。
(14) a. 法案は成立しない。
b. やはり法案は成立しない。

同様に、「たまたま」も、(15)の条件のスコープには入らない。条件のスコープに入るのは、(16a)であって、(16b)ではない。

- (15) たまたま彼に会うようなことがあったら、私が連絡を待っていると伝えてほしい。
(16) a. 彼に会う。

b. たまたま彼に会う。

以上の命題内容の一部になるかどうかの確認から、「たまたま」は命題内容の一部ではなく、概念的意味ではなく手続き的意味を表すものとする。

3. 意味の焦点になる「たまたま」

2節では、「たまたま」は、「やはり／やっぱり」と同様に、手続き的意味を表すものであるということ述べた。

「たまたま」と「やはり／やっぱり」がまったく同じような振る舞いをするのかと言えば、そうではない。たとえば、「たまたま」は分裂文の焦点に来ることがあるが、「やはり／やっぱり」は分裂文の焦点には来ない。

(17) a. 彼に会ったのは、たまたまです。

b. ?彼に会ったのは、やはりです。

(18) a. 合格したのは、たまたまでした。

b. ?合格したのは、やはりでした。

しかし、分裂文の焦点に来ることができないからと言って、談話の中でその意味を殊更に取り上げることがないというわけではない。Tanaka (1984:42)の挙げる(19)では、話者Aは話者Bが「やはり／やっぱり」を使った理由を問うている。⁹ 話者Bが「やはり／やっぱり」を使用するという事は、最初の話者Aの発話内容は予想されていた事態として解釈せよということになるが、その根拠が話者Aには分からず、それが談話の意味の焦点になっている。

(19) A: あの人、自殺したんだって...

B: やっぱり!

A: 何がやっぱりなの?

「やはり／やっぱり」は述べられた事態を話者の予想に合致するものとして処理せよという手続き的

意味を表すものであるが、その指示が相手にとって腑に落ちない場合は、何がやっぱりなのかと、聞き返すことになる。

「たまたま」の場合も、それを聞いた相手が何故「たまたま」と言ったのかを問い正すことがある。それは、そこで述べられた事態を「たまたま」で表わすことが腑に落ちない場合である。そのような場合、「たまたま」の意味が談話の焦点になっていると言える。

ここで、田岡(2017)で述べた「たまたま」の意味を確認しておきたい。田岡(2017)では、同じように偶然性を表す表現でも、「偶然」は事態が起こったことに対する話者の驚き、感慨を表す表現であるとした。一方、「たまたま」は話者が事態をさほど重要だとはみなしていないということを表すと述べた。そのような事態に「偶然」を用いるとおかしくなる。

(20) (たまたま/?偶然) 女に生まれただけなのに。

(21) (たまたま/?偶然) 運が悪かった。

(22) (たまたま/?偶然) 体調が悪かった。

(23) (たまたま/?偶然) いい天気だった。

(20)～(23)で表されている事態は、その事態成立の偶然性に注目するというようなことではない。だから、「偶然」の使用は不適切になる。

では、実例から「たまたま」の使用が適切なのかどうか問われていると思われる例を挙げていき、「たまたま」の意味を確認していきたい。以下、傍点、カタカタは原文のままである。改行については、見やすいように原文から変更している箇所がある。なお、下線は筆者による。

(24) 「さっきの森川君の話、どういことなんだろうね。怪しい保険金請求に、豊明が診断書を書いたんでしょ？」

「偶然さ。前にだって大日本生命の保険金絡みの診断書は何回か書いたことがある。今回はそ

れがたまたま連続して、たまたま保険加入からの時期が短かったってだけだろ」

「たまたま. たまたま」

紗希は少し意地の悪い笑いを浮かべた。偶然にしては出来すぎだとも言いたいのだろう。

「偶然と言ったって、たった四件だけ。酒のツマミとして森川が話題を提供しただけだよ。実際、個別に調査が入って問題なかったから保険金も支払われたわけだし」

「まあ、あたしだって豊明が不正に関わっているなんて思ってないけどね」¹⁰

(24) においては、下線部の「たまたま. たまたま」と言った話者は、相手が「偶然」や「たまたま」と表現したことを聞き捨てならないとばかりに、そこをメタ言語的に取り上げて、表現を繰り返している。話者のそのような反応は、「少し意地の悪い笑い」にも示されている。話者は、誰かが意図的に引き起こしたことなのではないか、それを「たまたま」と片づけてよいのかと言いたいのだと考えられる。それは、「偶然にしては出来すぎだとも言いたいのだろう」という地の文にも表れている。

(25) 「そして彼はたまたまおまえの家のかなり近くに住んでいる」

「そのとおりだ」

「たまたま、というのはかなり遠慮がちな表現だ」

私は黙っていた。

「そこには何か裏があるのかもしれない。そう思わないか？」と彼は言った。¹¹

(25) は、見知らぬ男性（「彼」）が法外な報酬で肖像画を描くように依頼してきた状況で、依頼された画家とその友人が交わしている会話である。最初の「たまたま」に振られた傍点が、話者がこの語に託した特別な意味合いをうかがわせる。更に、後の

発話で「たまたま、というのはかなり遠慮がちな表現だ」と、事実は「たまたま」で表されるようなどうでもよいようなことではないはずだということが示唆され、更に、「そこには何か裏があるのかもしれない」と、事態が作為的に引き起こされた可能性が示唆される。

(26) しかし私がこうして免色という人物と知り合いになり、その結果こんな大掛かりな「発掘」を行うことになったのは、本当にたまたまのことだったのだろうか？ただの偶然の成り行きによるものなのだろうか？あまりにも話がうま過ぎはしないか？そこには筋書きみたいなものが前もって用意されていたのではあるまいか？¹²

先の(24)、(25)では、事態の偶然性が疑問視され、事態の作為性が示唆されているが、(26)においても、「たまたま」に傍点が振られ、事態を「ただの偶然」では片づけられないというように、その偶然性が疑問視されている。それは、「本当にたまたまのことだったのだろうか？ただの偶然の成り行きによるものなのだろうか？あまりにも話がうま過ぎはしないか？そこには筋書きみたいなものが前もって用意されていたのではあるまいか？」の部分にうかがえる。

次の(27)では、「たまたま」をカタカナ表記している。下線部1の「タマタマ」は、その前の「あ、そんなこと気にしない気にしない」にも示されるように、事態を深刻に受け止めないようにという「たまたま」の手續きの意味に合致する。一方、下線部2の「タマタマ」を含む発話は、事態をそのように些末なこととして片づけようとする相手への抗議と取れる。

(27) 「ヨソの女の亭主になんか、なっている男」と私は、訂正した。

「あ、そんなこと気にしない気にしない」

森夫は無造作に手を振り、
 「そんなこと、どうでもええやん。これはタマ
タマ¹、こうなった、いうだけのことやから」
 「何を！」
 私は酔っているからカッときた。
 「タマタマ² 結婚したっての？」¹³

次の(28)は、警察での取り調べの中で、殺人事件が起こった日にどこにいたのかと聞かれた容疑者が、その日は風邪を引いていて家で寝ていたと答え、風邪ぐらい引くことがあると言った後の刑事と容疑者のやり取りである。「たまたま」に傍点が振られたりカタカナ表記になったりしているわけではないが、刑事(最初の話者)の用いた「たまたま」という表現を容疑者は聞きとがめる。

(28)「それがたまたまあの日だった、というわけですね」

「たまたま、とはどういう意味ですか。私にとっては何の意味もない日ですが」¹⁴

(28)の最初の発話(刑事)は、「... というわけですね」と、相手(容疑者)の思いを代弁したものになっている。相手はたまたまそのような事態になったと言いたいのだろうと、相手の思いを先取りした発話になっている。刑事の発話の中の「たまたま」に込められた皮肉に容疑者は素早く気づいて、何故「たまたま」という言葉を用いたのかと、相手に問い直す。「たまたま」を用いるということは、述べられる事態は気に留めるようなことではないものとして解釈せよという指示を出していることに等しい。しかし、それを聞いた相手は、自分が用いるだろうとして使われた「たまたま」の使用にこだわる。殺人が起こった日とその日に休んでいてアリバイのないこととの関連を刑事は疑っているのに、「たまたま」で敢えて無関係のように表したからである。

(24)～(28)では、「たまたま」の使用が皮肉に

なるか、皮肉とまでいかないものの、ここで「たまたま」を用いたことを、話者、もしくは語り手が疑問視していると言える。これらについては、「たまたま」を用いて「述べられる事態をさほど重要ではないこととして処理せよ」と指示することが適切かどうかは問われているが、「たまたま」の手續きの意味自体は「述べられる事態をさほど重要ではないこととして処理せよ」という指示と考えてよいだろう。しかし、次のような例ではどうだろうか。

(29)今回は免色さんをモデルにして描くことを通して、その方法にたどり着くことができた。つまり肖像画というフレームをとりあえず入り口にするので、たまたまそれが可能になったということかもしれない。もう一度同じ方法が通用するかどうか、それはぼくにもわからない。今回は特別だったのかもしれない。¹⁵

(29)では、「もう一度同じ方法が通用するのかどうか、それはぼくにもわからない」、「今回は特別だったのかもしれない」とあるように、事態の稀有性を話者が認識している。そのような事態を話者がさほど重要ではないと思っているとは言えないだろう。

(30)も同様の例である。

(30)とくに意味のない発言だったのかもしれない。たまたまそういう話になっていただけかもしれない。しかしここは(顔ながの言うところによれば)事象と表現の関連性によって成り立っている土地なのだ。私はそこで示されるあらゆる仄めかしを、あらゆるたまたまを正面から真剣に扱わなくてはならないはずだ。¹⁶

(30)では、「あらゆるたまたまを」と、「たまたま」が名詞であるかのように用いられているが、これは「たまたま起こったこと」を換喩的に表現していると考えられる。「あらゆるたまたまを正面から真

剣に扱わなくてはならないはずだ」と言う話者は、事態を決して些末なこととは見ていない。

(29), (30) では、事の大きさについての話者の感慨が認められる。事態を話者が些細なことと片づけているとは言えない例である。田岡 (2017) では、「たまたま」は、述べられる事態が差ほど重要ではないということを示すものだと述べたが、それでは、これらの場合に合わないことになる。これらの場合についてどのように考えればいいのか。

(29), (30) では事態の偶然性を強く意識しているのだから、田岡 (2017) にもとづけば、むしろ「偶然」が用いられるべき箇所だと思われる。(31) のように、これらの「たまたま」を「偶然」で置き換えてもきわめて自然である。

- (31) a. つまり肖像画というフレームをとりあえず入り口にすることで、偶然それが可能になったということかもしれない。
- b. 私はそこで示されるあらゆる灰めかしを、あらゆる偶然を正面から真剣に扱わなくてはならないはずだ。

(29), (30) の場合、本来、「偶然」で表現されるべきところを、話者が敢えて「たまたま」を用いて、事態を軽く表現しようとしているのではないだろうか。話者は、起こっている事態の稀有性に圧倒されながらも、どこかでそれを大したことではないかのように見せたい、そのような気持ちが「たまたま」の使用につながったのではないかと考える。したがって、「たまたま」は事態をさほど重要ではないこととして表すという見解は維持するものとする。

4. 「たまたま」と非意図性

最後に、田岡 (2017) で「たまたま」は意図的に起こした事態についても用いることができると述べたことについて説明を補っておきたい。(32) のように、「読む」というような意図的な行為でも「たまた

ま」は共起可能である。

- (32) (昔、読んだ小説がその場の話題になったという状況で) たまたま私もそれは読みました。

田岡 (2017) では、意図的に引き起こされた事態に「偶然」はおかしいが「たまたま」なら共起すると述べた。しかし、「たまたま」は辞書で「偶然」と同義のように扱われているのだから、たとえ意図的な行為を表す場合でも、何らかの意味での非意図性がどこかに関わっているのではないかと思われる。

では、(32) のような場合に、事態の非意図性は認められるのか。この場合の事態の非意図性とは、自分はその小説を読んだのだけれど(「読む」という行為自体は意図的)、今、ここで、その小説が話題になるとは思いもしなかったという、目下の話題と自分がその本を読んだという行為との関連における偶然性ということではないかと考える。

事態生起そのものの非意図性ではないが、そこでそのことについて述べることになるとは思いつかなかったというような談話における非意図性は認められるものとする。

5. おわりに

本稿では、「たまたま」を命題内容を表す概念的意味ではなく手続きの意味を表す表現であるとした。その手続き的意味とは、事態をさほど重要ではないこととして処理せよというものである。一見、それに当てはまらないと思われる場合があるが、それは話者の意図的な逸脱的使用によるものであると判断した。また、「たまたま」が意図的行為を表す場合もあるが、その場合でも談話の中での事態言及における非意図性は認められるものと考えた。

注

- ¹ 田岡育恵『「たまたま」と『偶然』の比較研究』、『大阪工業大学紀要』, 62-1, pp. 45-54, 2017年。

- ² Blakemore, D., *Understanding Utterances*, Oxford: Blackwell, 1992.
- ³ Tanaka, K., “The Japanese adverbial *Yahari* or *Yappari*,” in Carston, R. and S. Uchida (ed.), *Relevance Theory: Applications and Implications*, Amsterdam: J. Benjamins, 1998.
- ⁴ *ibid.*
- ⁵ *ibid.*
- ⁶ 高見健一「日英語の文照応と副詞・副詞句」『言語研究』, 87, 日本言語学会, pp. 68-94, 1985年.
- ⁷ Ifantidou-Trouki, E., “Sentential adverbs and relevance,” *Lingua*, 90, pp. 69-90, 1993.
- ⁸ Tanaka, K., *op. cit.* 例 (13), (14) は Tanaka ではローマ字表記である.
- ⁹ *ibid.* 例 (19) は Tanaka ではローマ字表記である.
- ¹⁰ 岩城一麻『がん消滅の罫 完全寛解の謎』, 東京: 宝島社, 2017年.
- ¹¹ 村上春樹『騎士団長殺し』 第1部 顕れるイデア編, 東京: 新潮社, 2017年.
- ¹² *ibid.*
- ¹³ 田辺聖子『朝ごはんぬき?』, 新潮文庫, 1979年.
- ¹⁴ 東野圭吾『容疑者 X の献身』, 文春文庫, 2008年.
- ¹⁵ 村上春樹『騎士団長殺し』 第1部 顕れるイデア編, 東京: 新潮社, 2017年.
- ¹⁶ 村上春樹『騎士団長殺し』 第2部 遷ろうメタファー編, 東京: 新潮社, 2017年.